

アフィリエイト広告についてのガイドライン

平成 30 年 5 月 1 日現在

この度は、『株式会社 DMM.com 証券』（以下、当社と言います。）アフィリエイト広告にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本ガイドラインは、当社が行うアフィリエイト広告について、投資者保護及び金融商品取引業の健全な発展を図る観点から、その適正な利用態勢の構築に資するために取りまとめたものになりますので、当社のアフィリエイトプログラムに参加いただく際には、本ガイドラインの遵守をお願い致します。

安全で信頼のおけるアフィリエイトプログラム運営のため、アフィリエイトパートナーの皆様のご理解と誠実なパートナーシップをお願い申し上げます。

特に、当社の取り扱う金融商品は一般的にハイリスク・ハイリターンに該当するものであり、アフィリエイトパートナーの皆様におきましても、ご承知おきいただきますよう、お願い致します。

禁止事項

当社アフィリエイト広告をご掲載いただくにあたり、以下の禁止事項に抵触していないかご確認ください。

以下禁止事項に抵触している場合は、広告掲載参加者資格の取り消し及び、成果の承認を取り消すことがございます。また、本禁止事項に抵触する広告の出稿等により当社が被る損害については、損害賠償の対象となる場合もありますので、広告をご掲載いただく際には遵守くださいますようお願い致します。

1.不適合サイトでの広告掲載を禁止

- ・ アダルト、出会い系、ギャンブル（ただし、DMM バヌーシーに関する広告掲載については競馬に関するサイトは除く。なお、競馬をギャンブルとして取り上げたコンテンツを含むと当社が判断したサイトは禁止とする。）、不法・脱法行為、不正ビジネスに関する、コンテンツを含むと当社が判断したサイト
- ・ 暴力的、差別的表現や公序良俗に反するコンテンツを含むと当社が判断したサイト
- ・ 上記コンテンツを直接含まなくとも、そのようなサイトやカテゴリへのリンクまたは広告配信を行っているとして当社が判断したサイト
- ・ その他、当社が不利益を被る可能性のあるコンテンツを含むと当社が判断したサイト

2.不適切な表示の禁止

<FX・CFDに関する広告>

①客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示

- ・ 手数料（スプレッド）が業界内で最も安価（極小）でないにもかかわらず、「業界最安手数料（最低スプレッド）」といった客観的事実に基づかない表示を行うこと

②当社又は当社が取扱う金融商品・取引等に関する恣意的又は過度に主観的な表示

- ・ 「FX なら（当社が）絶対お勧めです」「当社以外との取引は考えられません」などのように直接的な勧誘文言を積極的に用いて、当社との取引を明らかに促す表示を行うこと
- ・ 取引を促す効果を期待して、一部の文字を明らかに強調する表示を行うこと
- ・ 明らかに当社又は当社商品の優位点のみを過度に記述した後、当社のバナーやリンク先に誘うための「ここをクリックしてね」などの表示を行うこと

③公正・客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示

- ・ 「（通貨名）が上昇（下落）するのは確実」、「今が買い（売り/仕込み/手仕舞い）時」等、相場に関する断定的な表示を行うこと
- ・ 「安心して投資できます」「夢のような投資対象」等、投資者の投資判断を誤らせるような表示を行うこと
- ・ 当社のバナー広告等に掲載された金融商品・取引等の内容や条件について、実際のもの又は他社に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような表示を行うこと
- ・ 「断然有利」、「千載一遇のチャンス」「超お得」、「常勝」、「必勝」、「高確率」、「極小」、「空前・絶後」、「驚異的」、「圧倒的」、「ダントツ」、「究極」、「極める FX」、「王道」、「FX をやらない奴は〇〇（誹謗的な表現）」、「（他の金商業者等）はあぶない」、「（FX に関係する事柄等）な噂があります」等の誇大又は扇動的な表示や過当な投機を推奨する表示や風説の流布的な表示を行うこと

④当社との取引を過度に誘引するような表示

- ・ アフィリエイトパートナー様のコンテンツにおいて、当社が取扱う金融商品・取引等をアフィリエイトパートナー様が説明・勧誘するような文言等（又はそのように見なされる文言等）を表示すること
- ・ 「失敗させない」、「後悔させない」、「任せて安心」、「絶対儲かる」、「稼げる」、「勝てる」「年収 UP」等の過度に取引を誘引するような表示を行うこと

⑤預金等との誤認を生じさせるような表示

- ・ 「元本保証」、「安全確実」、「預金の利息と同様」、「金利〇%」、「利回り〇%」、「予想利回り」、「安全確実」、「高利回り」、「高金利付与」「副収入」等、預金等との誤認を招くような表示を行うこと

⑥金融商品取引法や景品表示法などの関連法令又は当社の広告審査基準に照らし不適正と判断されるような表示

- ・ FX の特長に比べ、リスク面に関する記載が著しく少ない表示を行うこと
- ・ 運用パフォーマンスの一部を抽出するなどにより投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な表示を行うこと
- ・ 当社又は当社の取り扱う金融商品の特長を恣意的に強調する意図をもって、他者の著作物等の一部を用い、閲覧者に特定の印象を植え付けている表示を行うこと
- ・ 金融商品取引に関わる諸税を免れることを示唆する又はそれと誤認されるおそれがある表示を行うこと
- ・ 仮名、借名、ダミー法人化（自然人に対する FX の規制を逃れることを意図したもの）を促している表示を行うこと
- ・ 公序良俗に反している表示を行うこと

⑦口コミサイトにおける表示

- ・ 「DMM.com 証券の FX はスプレッドが狭い魅力的な商品だ」、「DMM.com 証券の〇〇という商品は、××国に投資する魅力的な商品だ」、「ぜひ DMM.com 証券で販売している〇〇を買うべきだ」、「取引画面の使いやすさランキング第一位は DMM.com 証券」等、架空の第三者を装い、当社や商品を説明及び紹介する表示を行うこと

⑧その他の不適切な表示

- ・ 元本割れが生じることがない（少ない）、もしくは当初元本を上回る損失が生じるおそれがない（少ない）など事実と異なるような表示を行うこと
- ・ 初心者や投資経験の少ない人でも容易に利益が得られる印象を明らかに与える表示を行うこと
- ・ 架空の第三者を装い、当社や商品を説明及び紹介する表示を行うこと
- ・ 他社又は他社の取り扱う商品を不当に評価し当社の優位性を引き立てる表示を行うこと
- ・ 成功した運用場面のみを紹介し、失敗した場面を紹介しない（極端に少なく紹介する）表示を行うこと
- ・ 当社の提示（約定）価格やスプレッド、スワップポイントなどに関し、当社が公表（提供）した数値とは乖離した値であるような印象を与え、誤解させる恐れのある表示を行うこと

- ・ その他、閲覧者が明らかに誤解するような表示を行うこと
- ・ 当社や商品のメリットを記載した部分や強調表現部分を他の文字等と異なる色彩、サイズ、字体などを用いて、極端に強調し、印象付ける表示を積極的、効果的に用いている表示を行うこと

<DMM 株に関する広告>

- ①客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示
 - ・ 手数料が業界内で最も安価でないにもかかわらず、「業界最安手数料」といった客観的事実に基づかない表示を行うこと
- ②当社が取扱う金融商品・取引等に関する恣意的又は過度に主観的な表示
 - ・ 「株取引なら、DMM.com 証券が絶対にお勧めです」、「DMM.com 証券以外との取引は考えられません」などの恣意的又は過度に主観的な文言等を用いて、当社との取引を積極的に推奨するような表示を行うこと
- ③公正・客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示
 - ・ 「今後〇〇の価格は確実に上昇します」、「絶対に儲かります」等、相場に関する断定的な表示を行うこと
- ④当社との取引を過度に誘引するような表示
 - ・ 当社のサービスや手続きについて、過度に主観的、煽動的に表示すること
- ⑤預金等との誤認を招くような表示
 - ・ 「元本保証」、「安全確実」、「預金の利息と同様」、等、預金等との誤認を招くような表示を行うこと
- ⑥金融商品取引法や景品表示法などの関連法令又は当社の広告審査基準に照らし不適正と判断されるような表示
 - ・ インサイダー情報や市場の噂（風説）と共に当社の案内を行う等、インサイダー取引その他の不公正取引を助長しかねない表示
- ⑦個別銘柄に関する表示
 - ・ 個別銘柄の紹介を行う場合に、その株価、業績等についての誇大又は煽動的な表示、過大な投機を推奨する表示、風説の流布的な表示等、恣意的又は過度に主観的な表示を行うこと

- ・ 個別企業の株価及び将来の業績、増減資、配当その他株価の騰落に相当な影響を及ぼす事項について、断定的な表示を行うこと
- ・ 個別企業の株価、業績、増減資、配当等の予測及び新技術、新製品、資源の開発等の予測を行う場合において、根拠を明示することなく自己の判断、評価等に言及すること
- ・ 配当の表示等にあたって、以下の定めに従わない表示を行うこと
 - ✓ 1株当たり「金額」（円銭）で表示する（配当率を併記することは可）。
 - ✓ 配当利回りを表示する場合、計算根拠となる株価及び配当金額を併せて表示する。
 - ✓ 配当が予想値である場合、その旨及び当該予想値を算出した者（例：発行会社予想等）を表示する。

⑧その他の不適切な表示

上記＜FX・CFDに関する広告＞で規定する不適切な表示のうち、DMM株にかかる広告にも該当しうる表示を行うこと

＜DMM バヌーシーに関する広告＞

①事実であると誤認させるような表示を行うこと

- ・ ファンドへの出資について、「馬を購入する」「仔馬を買う」等のように、競走用馬のオーナー・馬主となりうるかのような誤った表示を行うこと
- ・ 「賞金が入る」等のように、実際には賞金はJRAから馬主に支払われるにもかかわらず、ファンド出資者に賞金が支払われるかのように、ファンド出資者に馬主行為を想起させるような表示を行うこと
- ・ 「追加出資がない」ことを表示する場合、入会金や飼育費用等、他の諸費用の徴収がないという誤解を招くような表示を行うこと

②「●●馬主」、「馬主●●」という表示

- ・ 例えば、「DMM馬主」「みんなの馬主」「馬主気分」「馬主体験」などの表示

③その他の不適切な表示

上記＜FX・CFDに関する広告＞、＜DMM株に関する広告＞で規定する不適切な表示のうち、DMMバヌーシーにかかる広告にも該当しうる表示を行うこと

なお、上記は典型的な表示を例示したもので、禁止しているすべての表示を示すものではありません。

3.比較広告（ランキングサイト等）における注意事項

比較広告とは、当社の供給する商品・サービスについて、これと競争関係にある特定の商品・サービスを比較対象として示し、商品・サービスの内容又は取引条件に関して、測定又は評価することによって比較する広告をいいます。なお、比較広告を行うときは、以下の3つの条件全てを満たす必要があります。

- ① 比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
- ② 実証されている数値や事実を正確にかつ適正に引用すること
- ③ 比較の方法が公正であること

従いまして、下記のような場合には比較広告として不適切となるおそれが大きいため、注意が必要となります。

- ・ 机上（空想上）の計算に基づく数値を、実績値や確定値であるかのように表示し、比較するもの
- ・ ごく少数の顧客等の評価や感想（アンケート結果を含む）を、一般的な（大多数の）評価であるかのように表示し、比較するもの
- ・ 手数料率等について、さらに有利なものがあるにもかかわらず、恣意的にまたは十分な調査を行うことなく、それらを対象から除外した上で表示し、比較するもの
- ・ 一定の条件の下での実績や調査結果を、全ての条件の下でも適用されるかのように表示し、比較するもの
- ・ 調査時点が明示されており、その時点では事実が正確かつ適正に記載されていた内容であっても、現時点では事実とは異なるもの
- ・ 同一の前提条件ではないものを合理的根拠なく比較し、当社又は当社が取扱う商品が有利であるかのように表示するもの
- ・ アフィリエイトパートナー様等による主観的な評価又は恣意的に選択した評価のみをあたかも第三者による客観的な評価であるように比較表示するもの
- ・ 広告費の多寡により順位付けするもの

なお、比較広告を行う場合、当社の評価・順位付けに関する内容（根拠となるデータ等）については、広告掲載サイト内に表示していただくか、個別に当社にご提出をお願いいたします。

4.提携サイト以外での当社アフィリエイト広告の掲載の禁止

必ずアフィリエイトサービスプロバイダーにて登録しているサイトにご掲載ください。

5.インセンティブの付与の禁止

当社アフィリエイト広告成果発生の際に、インセンティブ（現金、ポイント、レポート、

取引ツール、賞品・景品等)を付与することは禁止しております。ただし、事前に当社より許可されたものは本項の限りではありません。

本項目に違反した事実が判明した場合は、即時、提携解除、リンク無効及び、全ての未承認成果の却下等の対応を行います。

6.反社会的勢力の排除

当社のアフィリエイトプログラムへの参加において、アフィリエイトパートナー様が、下記に記載する事項に該当しないことを確約いただきますが、万が一、当社が下記に記載する事項に該当すると合理的に判断した場合は、広告掲載参加者資格を取り消し、状況に応じて成果の承認を取り消すことがございます。

- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロその他反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という。)に該当する、又は属すると認められる者
- ・ 現在、かつ将来にわたって反社会的勢力の企業の役職員に該当する者
- ・ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者
- ・ 反社会的勢力を利用していると認められる者
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- ・ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為を行う者

リスティング広告における注意事項

当社アフィリエイト広告を掲載いただくにあたり、会社名やサービス名等関連ワードを含むリスティング広告の購入は禁止しております。

《禁止関連ワード》

- ・ DMM FX
- ・ DMM CFD
- ・ 外為ジャパン FX
- ・ DMM.com 証券
- ・ DMM バヌーシー
- ・ バヌーシー
- ・ DMM 株
- ・ 上記を含む類似ワード
- ・ 勝てる、儲かるなどの本ガイドラインに反する表記

- ・ その他、当社及び関連会社が商標権を有する、または商標権を登録申請中であるワード

上記ワードは除外キーワード設定をお願いいたします。また、上記に関わらず当社サービスと誤認させるようなワードを用いたリスティング広告による集客はお控えください。

本項目に違反した事実が判明した場合は、即時、提携解除、リンク無効及び、全ての未承認成果の却下等の対応を行います。

広告素材（バナー・メール原稿・テキスト）における注意事項

当社アフィリエイト広告の広告素材（バナー・メール原稿・テキスト）の転用、変更、他目的での利用は禁止しております。特に、バナーについてはアフィリエイトサービスプロバイダーから配信されるものをご使用ください。（バナーを更新する場合がございますので、独自に画像素材を保有しないでください。）

提携解除における注意事項

本ガイドラインに記載されている内容に反する事項が見受けられるまたは、口座申込数の水増し、なりすましによる口座申込などの不正行為を行っているサイト（アフィリエイトパートナー様）であることが判明または、アフィリエイトサービスプロバイダーの調査によって判断された場合には、アフィリエイトサービスプロバイダーを通じて即日、提携解除の上、これまでの成果の承認も致しかねますので、ご注意ください。

また、報酬支払時等には、当社及び当社が業務を委託する業者により、報酬支払の対象となるコンテンツについて当該コンテンツの内容に関する事後チェックを行います。コンテンツチェックにあたり、不適正なコンテンツについては当社及び当社が業務を委託する業者が、直接又はアフィリエイトサービスプロバイダーを経由してアフィリエイトパートナー様に対して当該コンテンツの修正又は削除を求めます。その後、改善がなされない場合にはアフィリエイトパートナー様との契約の解除を求める等の対応を行います。

広告をご掲載いただく際には是非とも本ガイドラインを遵守していただきますようお願い申し上げます。

会社基本情報ならびに商品基本情報の記載

会社情報ならびに商品基本情報をサイト内に直接記載いただく際には下記項目の範囲内をお願い致します。各項目については、類似表現の使用は厳禁としております。基本的に同文言の使用をお願い申し上げます。

【当社の概要】

<http://fx.dmm.com/company/outline/>

【DMM FX】（店頭外国為替証拠金取引）

<http://fx.dmm.com/fx/service/outline/>
【DMM CFD-Index】（店頭デリバティブ取引）
<http://fx.dmm.com/cfd/service/outline/>
【DMM CFD-Commodity】（店頭商品デリバティブ取引）
http://fx.dmm.com/cfd/service/outline/outline_commodity/
【外為ジャパン FX】（店頭外国為替証拠金取引）
<http://www.gaitamejapan.com/fx/trade.html>
【DMM バヌーシー】
<https://banusy.dmm.com/about/service/>
【DMM 株】
<https://kabu.dmm.com/>

上記の各項目について記載いただかなくても特に問題はありません。

日付情報の併記

情報を記載いただく際に、日付情報を併記いただくことを推奨しております。
記載例：「〇〇年〇〇月〇〇日時点情報に基づく」、「〇〇年〇〇月〇〇日現在」等
日付情報を併記していただければ、当社の会社情報の変更があっても、提携解除の対象にはなりません。上記内容を変更する場合は、ご登録いただいているアフィリエイトサービスプロバイダーからメールにてご案内致します。ご案内差し上げた項目がサイトに記載されている場合は、速やかに変更のご対応をお願い申し上げます。

株式会社 DMM.com 証券

第一種金融商品取引業者 第二種金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第 1629 号

商品先物取引業者

加入協会等：日本証券業協会/一般社団法人金融先物取引業協会/一般社団法人第二種金融商品取引業協会/日本投資者保護基金/日本商品先物取引協会